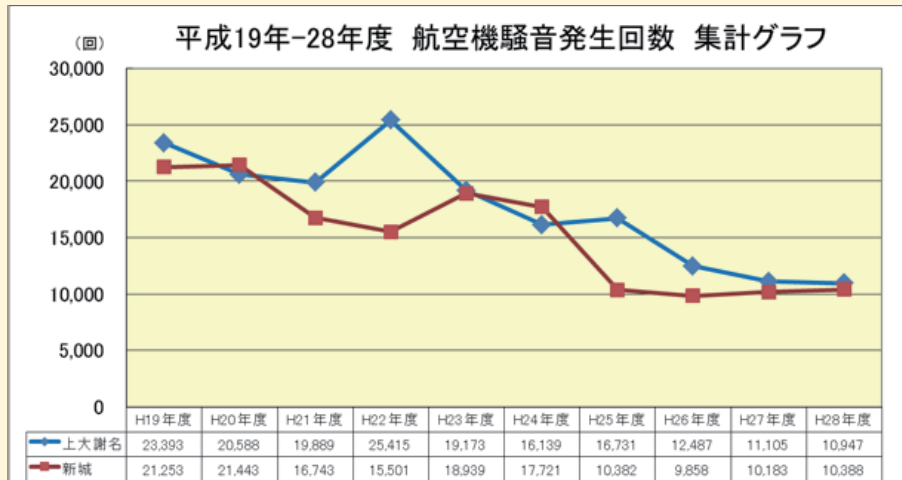


基地から派生する被害

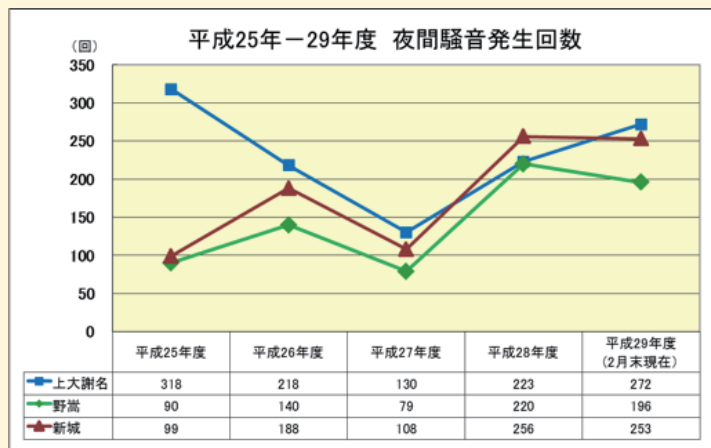
◆ 騒音被害



市と県では、市内8カ所に騒音測定器を設置しています。

測定条件

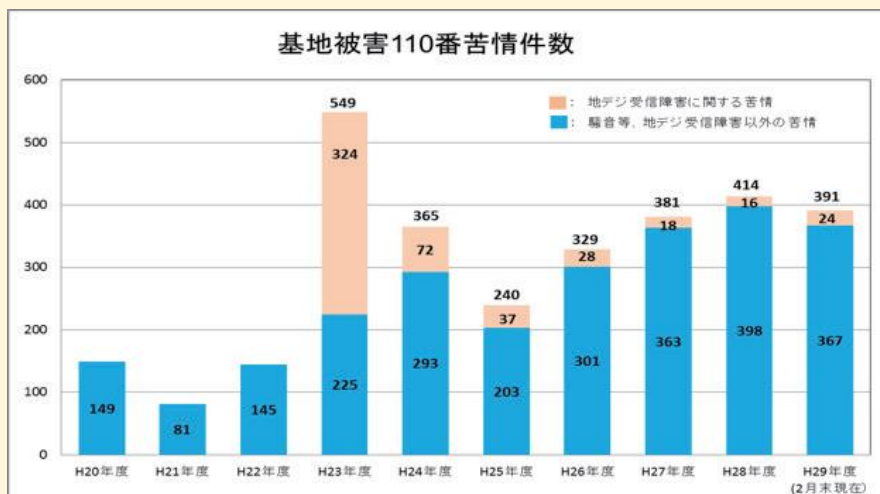
- 騒音値が暗騒音レベル（環境騒音）より10dB以上大きいもの
- 騒音が5秒以上継続するもの
- 航空機が発したトランスポンダ応答信号電波を受信したもの



22時から翌朝6時までの米軍機の飛行は、日米間の航空機騒音規制措置において制限されているにもかかわらず、度々騒音が測定されており、夜間騒音に関する市民からの苦情も数多く寄せられています。

平成29年度（2月末現在）は、上大謝名地区、新城地区で200回以上の夜間騒音が確認されています。

基地被害110番



宜野湾市では昼夜を問わず基地から発生する騒音等の苦情について、職員の勤務時間外にも対応できるよう、留守番電話専用回線である「基地被害110番」を設置しております。市へ寄せられた声は市長まで目を通し、翌日までに米軍と沖縄防衛局へ届け、市民生活への配慮を申し入れております。また、特に騒音が激化した際などは適宜、米軍および沖縄防衛局等へ抗議・要請を行っております。

また、市内全域から騒音に関する苦情が寄せられているにもかかわらず、防音工事の対象区域は一部地域にとどまっており、政府への要請を通じ防音工事の助成対象区域の拡大を求めています。

宜野湾市では、夜間・休日の騒音苦情窓口として基地被害110番を設置し、留守番電話にて24時間苦情を受け付けております。

宜野湾市 基地被害110番 ☎ 893-4400